

中之島まつり実行委員会規約

第1章 総則

第1条(目的)

本会はあらゆる分野で活動されている、様々な「文化」のネットワークを創ることを通じて「市民のための都市文化」を創造することを目的とする。

第2条(名称)

本会は、「中之島まつり実行委員会」(以下、委員会とする。)と称する。

第3条(主たる事業)

委員会は、会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)市民のための都市文化を考え、委員会の活動を知らしめるためのフォーラム、スタディーなどの開催。
- (2)委員会の活動を始め、様々な文化活動、文化運動を互いに知らしめ、情報センターとしての役割を目指す広報誌の発行。
- (3)文化、市民活動、市民運動などにかかわる人たちのネットワークづくりを実現する場として、「中之島まつり」を主催する。
- (4)その他、目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

第4条(会員の資格)

委員会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1)委員会の主旨に賛同し、定められた会費を納入する個人、または、組織。
- (2)委員会の活動にとって、特に必要であると総会において認めた個人、または、組織。

第5条(会員)

会員の資格を有する者は、幹事会へ加入を申し込み事によって会員とする。

第6条(会費)

- (1)会員は会費を負担しなければならない。その、必要な事項は総会で定める。
- (2)会費は、1口3,000円とし年間1口以上を、支払う事とする。

第7条(議決権および選挙権)

会員は各1個の議決権および役員選挙権を有する。ただし、法人など組織加盟の場合は加盟団体につき1個とする。

第3章 役員

第8条(役員)

- (1)委員会は役員として幹事複数名を選任する。
- (2)幹事の中より代表幹事1名、副代表幹事1名、会計1名、会計監査1名を総会において選任する。

第9条(任期)

- (1) 役員は任期は2年とし、就任の日より起算する。
- (2) 役員に欠員が出た場合は、次の総会で選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第10条(幹事の職務)

- (1) 代表幹事は委員会を代表し、規約の定めるところによりその活動を統括する。
- (2) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時は、代表幹事に代わってその職務を代行する。
- (3) 幹事は、第3条に掲げた事業を遂行するため、次の担当幹事を互選によって選び会の運営にあたる。
 - ① 運営部会(委員会で行う各種事業計画の作成、運営、その他。)
 - ② まつり部会(中之島まつりの指導、運営、その他。)
 - ③ 財政部会(財政計画の立案、実行。会費の徴収、寄付、事業補助制度の研究。その他。)
 - ④ 広報部会(広報計画、情報収集計画の立案、実行。広報誌の発行。資料整理。その他。)
 - ⑤ 組織部会(別に組織する世話人会の運営、調整、組織内連絡、調整活動。その他。)

第11条(任免)

役員は総会において選任し、また解任する。

第12条(世話人)

- (1) 委員会は事業の推進、活動を円滑に進めるための指導、助言、援助を得るための世話人(世話人会)を設けることができる。
- (2) 世話人は、会員に限らず各分野における有識者、指導者、文化人などの中より幹事会の議決を経て代表幹事が委嘱する。

第13条(事務局)

- (1) 委員会は、その運営を円滑に進めるための事務局を設置する。
- (2) 代表幹事は幹事会の承認を得て、事務局長1名、事務局次長1名、事務局複数名を定める。
- (3) 事務局員は、運営部会、まつり部会、財政部会、広報部会、組織部会の4部会によって構成され、それぞれの担当幹事の指導により会の運営にあたる。

第4章 会 議

第14条(総会)

- (1) 総会は通常総会、および臨時総会とする。
- (2) 代表幹事は、年1回通常総会を招集する。
- (3) 代表幹事は幹事会が必要と認めた場合には、臨時総会を招集しなければならない。

第15条(総会の決議)

この規約で定めるものの他、以下の事項について決議する。

- (1) 規約の変更に関する事項。
- (2) 毎事業年度の事業計画および予算計画。
- (3) その他、幹事会において必要と認めた事項。

第16条(総会の議事)

- (1)総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することはできない。
- (2)総会に出席できない会員は、書面をもって議決権、選挙権をこうしすることができる。前項については、出席とみなす。

第17条(幹事会)

- (1)幹事会は、第8条に定められる幹事によって構成され、代表幹事が必要に応じて召集する。
- (2)幹事会月1度定例で行われるものの他、委員会の活動状況に応じて召集される。

第18条(担当部会)

各担当幹事は必要に応じて、事務局担当者を召集し担当部会を行い、委員会の運営にあたる。

第19条(事務局会議)

事務局長は、各担当部会の活動が円滑に行えるよう、随時、事務局会議を行い個々の活動の調整を図る。

第20条(世話人会)

組織担当幹事は、代表幹事と共に世話人会を必要に応じて開き、委員会に必要な、指導、助言、援助を得る。

第5章 会 計

第21条(収入金)

委員会の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- (1)委員会会費
- (2)事業収益
- (3)各種補助金、交付金
- (4)寄付金
- (5)雑収入

第22条(事業年度)

委員会の事業年度は、毎年6月1日より、翌年5月31日までとする。

第6章 雑 則

第23条(その他)

この規約で定めるものの他、必要な事項は幹事会において定める。

附 則

第1条 この規約は1995年10月10日より施行する。